

# 令和7年度 平洲中学校 子どものいじめ防止基本方針

生徒指導部

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく必要がある。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。本校がめざす「心育て」を意識した教育活動を実践する中で、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めたい。

## 2 いじめ防止対策組織

### ○「いじめ・不登校対策委員会」

学期に1回開催。全職員で組織する。必要に応じてSC、SSWを加える。

### ○「教育相談部会」

週1回実施。教頭、教務、保健主事、養護教諭、学年主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、不登校担当、SC、SSWで構成し、全職員との情報共有を行う。

### ○「生徒指導部会」

週1回実施。生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、教頭、(SSW)で構成し、全職員との情報共有を行う。

### ○「いじめ対応ケース会議」(必要に応じて)

いじめ事案があった際に、指導方法や生徒のケアなどについて検討する。基本は4役、生徒指導部、養護教諭、学年主任、担当学年職員で組織する。(状況に応じてSC、SSW等にもはいつてもらう)

### (1) 「いじめ防止対策組織」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・教育相談週間(各学期末)にアンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、生徒への実態把握と改善策を検討していく。
- ・毎週行われる各部会で生徒の実態把握と情報の共有、対応策を検討する。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性あるいじめ防止対策に努める。※SNSトラブル未然防止、対応喫緊の課題
- ・事例研究会を実施し、いじめに対応する教師の力量向上を図る。

#### ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

#### エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事

実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導支援を行う。（各部会での継続検討）

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ・生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく自己有用感を体感できる学級づくりを進める。
- ・生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・情報モラル教育を推進し、生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネット（SNS）いじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。 ←7月の情報モラル教育+学活、リーフレット活用、外部委託検討
- ・『東海市いじめ未然防止プログラム』に基づく授業実践を学活等で行う。  
→いじめを「しない」「させない」「見逃さない」という価値観を育む。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ・生徒と担任の人間関係を大切にして、若あゆ日記等を通して何事も相談しやすい人間関係づくりに尽力する。
- ・いじめアンケート（年2回）や教育相談（1・2年…年3回、3年…年2回）を定期的  
に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。※無記名式や記名式でのアンケートを含む。
- ・各学年で得られた情報を各部会で共有し、指導の重点や対応を全職員へ伝え早期の対応を行う。
- ・保護者との信頼づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・いじめ相談電話等、外部相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- ・必要に応じて、市で作成した「いじめ早期発見チェックシート」を活用する。

#### (3) いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けたら担任、生徒指導部会を中心に迅速に情報収集を行い、学校組織全体で問題を共有し同一步調で対応する。
- ・被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、SC、SSW等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ・積極的ないじめ認知をしていく。

#### (4) いじめ解消の考え方

##### ①いじめの解消とみなす最低条件

ア いじめに係わる行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることを確認する。この相当の期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要とされる場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止

対策組織（いじめ・不登校対策委員会、教育相談部会、生徒指導部会）の判断により、より長期の期間を設定する。

- イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。（本人の欠席が続いているなど状況をよく観察して判断する。）  
※状況に応じて、生徒指導主事を中心に検討し、判断していく。

#### ②いじめの解消と判断する手順

- ア いじめ防止対策組織が、上記の①のア及びイの2つの要件を満たしていることを確認し、いじめが解消していることを確認する。
- イ 被害生徒と保護者に対する面談等を行う。  
被害生徒とその保護者に対する面談等を行い、上記の①のア及びイの2つの要件を満たしていることを確認する。
- ウ 校長が、②のアとイに基づき、いじめが解消していることを判断する。  
※問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導支援を行う。（各部会での継続検討）

#### （5）指導後の経過観察について

- ①被害者生徒や保護者にどのように話をして経過観察するのかを、早急に学年で検討する。  
※誰（どの教員）が、誰に（生徒・保護者）、どのタイミングや頻度で話をするかを検討する。  
※長期休業中にいじめが発覚し、指導があった場合は、生徒指導主事に連絡し、検討する。
- ②生徒指導部会（臨時）を開き、経過観察の方法について検討する
- ③学年生徒指導を中心に、被害者生徒に対して継続的な指導支援を行う。

### 4 重大事態への対応

- （1）重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、指導を受けながら対応する。  
また、青少年育成センターなどの外部機関にも協力を要請する。
- （2）調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

### 5 学校の取組に対する検証・見直し

- （1）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- （2）いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

### 6 その他

- （1）いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- （2）「学校いじめ基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- （3）長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 【重大事態の対応フロー図】 ※調査主体が学校の場合

### 学校に重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

### 事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 聞き取りは複数の職員で対応し事実を記録する。

### いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供

- ※ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※ 調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

### 調査結果を教育委員会へ報告

- ※ 希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

### 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※ 再発防止に向けた取組の検証を行う。

【 取組の年間計画 】

月	いじめ・不登校対策委員会	未然防止取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	・基本方針の周知	・学級開き ・学年会	・身体測定	・PTA総会 ・学年懇談会 ・学校公開日
5月		・修学旅行(3年) ・平洲中祭(体育祭)	・健康診断 ・無記名式アンケート	
6月	・第1回いじめ・不登校対策委員会	・沖縄体験学習(2年) ・学校保健委員会	・教育相談 ・hyper-QUの実施	・あいさつ運動
7月		・情報モラル学習		・学校評議員会 ・保護者懇談会
8月	・現職教育	・ふれあい活動(ボウリング)	・全校出校日	
9月		・薬物乱用防止教室	・教育相談	・あいさつ運動
10月		・平洲中祭(文化祭・合唱祭)		・地域コミュニティ運動会 ・学校公開日 ・学校評価アンケート
11月	・第2回いじめ・不登校対策委員会	・学年別保健委員会(各学年)	・記名式アンケート	
12月		・人権講話 ・ふれあい活動		
1月				
2月	・第3回いじめ・不登校対策委員会		・教育相談(1・2年)	・学校評議員会 ・学校関係者評価
3月	・基本方針の見直し	・中学生と保護司との意見交換会(1年)		・あいさつ運動
通年	・教育相談部会 ・生徒指導部会 ・東海市いじめ未然防止プログラムの授業	・ユニバーサルデザインの授業実践 ・各たよりの発行 ・全校集会での講話 ・道徳科の授業 ・ボランティア活動	・SCとの面談(水) ・若あゆ日記	